

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 3 月 25 日

金 曜 日

号 外(6)

目 次

規 則

○富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成28年 3 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第13号

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する規則

富山県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（平成12年富山県規則第31号）の一部を次のように改正する。

第10条各号列記以外の部分中「（法第39条の2第2項ただし書の規定による高度管理医療機器等営業所管理者がその営業所以外の場所で業として営業所の管理その他薬事に関する実務に従事する許可に係る書類については、富山市長）」を削る。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（くすり政策課）

